

# 子ども・子育て支援制度における

～事業所内保育事業の概要～

久留米市

# 家庭的保育事業等(地域型保育事業)

- 家庭的保育事業(利用定員5人以下)
- 小規模保育事業(利用定員6人以上19人以下)  
A型(分園型)・B型(中間型)・C型(グループ型)
- 居宅訪問型保育事業
- 事業所内保育事業      保育所型・小規模型

## 定員の設定

	家庭的 保育	小規模保育			居宅訪問型 保育	事業所内保育	
		A	B	C		保育所型	小規模型
利用定員	5人以下	6人以上19人以下 (C型は10人以下)			—	20人以上	19人以下
対象児童	3号認定子ども:3歳未満児 (特例給付の場合を除く)						

# 事業所内の保育施設には2種類あります

従来と同じ

新制度

	届出事業	認可事業
根拠法令 位置づけ	児童福祉法第59条の2に基づき 届出する認可外保育施設	児童福祉法第34条の15に基づき認可される家庭的保育事業等、かつ、子ども・子育て支援法第43条に基づき確認される地域型保育事業
所管	久留米市	久留米市
基準	認可外保育施設指導監督基準 (厚生労働省)	①久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び条例施行規則 ②久留米市特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例 (久留米市)
監査	立入調査(年1回以上) (児童福祉法第59条第1項)	実地検査(年1回以上) (児童福祉法施行令第35条の4)
久留米市の 財政措置	なし	地域型保育給付費

	届出事業	認可事業
対象児童	従業員の子ども 施設等の定めによる	3号認定子ども ( <u>保育が必要な3歳未満児</u> ) 従業員の子どもに加えて、 <u>従業員以外の子どもの受け入れ枠が必要</u>
利用の申し込み・選考	施設の選考基準	従業員枠: 施設の選考基準 従業員以外の枠: <u>久留米市が調整</u>
利用料 (基本分)	施設が定める	従業員枠: 久留米市が上限を定める 従業員以外の枠: 久留米市が定める
給食の提供	任意	義務(ミルク、離乳食含む)
連携施設	定めなし	適切に確保しなければならない
事業実施の可否	事業所判断 1人以上の子どもを預かる場合は久留米市に届出が必要	久留米市が認可 事業計画において必要とされる保育需要に達している場合等は、 <u>基準を満たしていても認可しないことができる</u> (児童福祉法第34条の15第5項)

# 認可事業の事業所内保育事業では 従業員以外の子どもの受け入れ枠が必須

久留米市が入所調整  
応諾義務がある

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1～10人	1人
11～20人	2人
21～30人	3人
31～40人	5人
41～50人	6人
51～60人	7人
61人以上	10人

根拠) 久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第44条  
久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例施行規則第3条

# 事業所内保育事業の主な職員配置・施設基準等

条項	項目	保育所型	小規模型
第46条 第49条	職員	保育士、嘱託医、調理員 (調理を委託又は搬入する場合は調理員を置かないことができる)	保育士等、嘱託医、調理員 (調理を委託又は搬入する場合は調理員を置かないことができる)
	職員数	0歳 3:1 1・2歳児 6:1	0歳 3:1 1・2歳児 6:1 + 1名
	保育従事者	保育士 保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことができる	保育士 1/2以上(看護師等の規定は左に同じ) 保育従事者 (必要な研修を修了した者)
第45条 第30条 (準用)	設備・面積	乳児室／ほふく室 1人3.3㎡(2歳未満) 保育室 1人1.98㎡(2歳児) ※ 保育室等が2階以上に設けられる場合は避難上必要な施設や設備が必要	
		屋外遊戯場 2歳以上の幼児1人につき3.3㎡(代替地可)	
		医務室(保育所型のみ)、調理室(調理設備)、便所	
第8条 第18条 第19条	その他	避難及び消火に対する訓練: 少なくとも毎月1回行わなければならない	
		利用開始時、少なくとも1年に2回の定期健診、必要に応じて臨時の健康診断を行わなければならない	
		運営についての重要事項に関する規定を定めておかななければならない	

根拠) 久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例

# 連携施設の設定(第7条)

- 家庭的保育事業者等は連携施設を適切に確保しなければならない
- 連携施設は認可施設(保育所、幼稚園又は認定こども園)
- 連携協力の内容(保育所型)
  - ・卒園後の受け入れ先

# 食事の提供(第16条、第17条)

- 原則、自園調理(調理業務の委託は可)
- 例外として、搬入が認められる場合の搬入施設
  - ※この場合においても加熱や保存等の設備を備えなければならない。
  - (1) 連携施設
  - (2) 同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

# 運営規程の整備

事業の運営についての重要事項を定めておかなければならない

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定地域型保育の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児又は幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 特定地域型保育の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たつての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他地域型保育事業の運営に関する重要事項

# 関連条例等

- 久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例及び条例施行規則
- 久留米市特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

# 事業開始までの流れ

